

令和2年7月9日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策について【第14報】

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

ご承知のとおり、政府は5月25日に「緊急事態宣言」を全面解除し、6月19日には都道府県をまたいだ移動に関しましても全面解除いたしました。本市においても、6月1日より東京や大阪の航空路線の運行も再開し観光客の受け入れもはじまっています。

しかしながら、東京都においては、連日3桁に登る感染者数が報告され、国内新規感染者数も連日200人を超えるなど、県外における感染状況については、まだまだ予断を許さない状況であります。

石垣市新型コロナウイルス感染対策本部会議において、本市の児童生徒及び教職員の沖縄県外の旅行等については、これまで同様、下記の措置を継続することが決定いたしましたのでお知らせいたします。

児童生徒及び保護者の皆様においては、県外において大切な所用や夏休み等の計画があることと存じますが、市内の医療体制を守り児童生徒自身が感染者となって不安な療養生活を過ごさせないためにも、本措置へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

【郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準について】

- (1) 判断基準：県内＝登校・出勤可能（但し14日間の健康観察）
県外＝7日間の出席（勤務）停止及びその後7日間の健康観察
※別紙【登校・出勤の判断基準フローチャート】を参照
- (2) 適用期間：新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間
- (3) 対象者：石垣市立小中学校に在籍する児童生徒、学校関係職員